

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年8月3日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

【会社名】 シノブフーズ株式会社

【英訳名】 SHINOBU FOODS PRODUCTS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本崇志

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

【電話番号】 06(6477)0113(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部副本部長 長尾正史

【最寄りの連絡場所】 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

【電話番号】 06(6477)0113(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部副本部長 長尾正史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期 連結累計期間	第49期 第1四半期 連結累計期間	第48期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	11,782	12,106	47,300
経常利益 (百万円)	348	294	1,034
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	231	195	692
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	234	208	728
純資産額 (百万円)	11,276	11,638	11,528
総資産額 (百万円)	20,884	23,556	21,264
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	18.21	15.40	54.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	17.91	15.29	53.86
自己資本比率 (%)	53.3	49.1	53.8

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び子会社2社(株式会社エス・エフ・ディー及び巽パン株式会社 以下、当社グループという)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、消費は持ち直しの動きが見られるものの、エネルギー価格や労働コストの上昇などがあり、中食業界で事業を展開する当社グループの経営環境は引き続き厳しい状況となりました。

こうした状況下、当社グループは中期経営計画（平成28年3月期～平成32年3月期）における4つの基本戦略、「継続的な売上成長」、「コスト競争力の強化」、「人材の育成」、「環境への取り組み」に基づき目標達成に向け取り組んでおります。

販売面では、商品開発において、チルド商品や惣菜の開発をはじめ、お弁当では有名店の味を再現したコラボ商品や真菜ごころシリーズのリニューアルなど、美味しさにこだわった商品の開発に取り組ましました。また、新規取引先の開拓などもあり、スーパーマーケットを中心に弁当、おにぎりなどの主力商品が堅調に売上高を伸ばしました。

生産面では、生産管理部門による品質管理担当者会議や、購買部による資材会議を継続して行い、課題と対策を共有することにより、安全・安心な商品の提供に取り組ましました。

コスト面では、精米等の原材料価格の値上がりがありましたが、使用数量の多い鶏肉や豚肉等の調達方法を見直すことでコストの低減を図りました。また、積極的な設備投資による省人化を進めておりますが、人員不足に起因する労務コストの増加や、製品アイテムの移管に伴う新しいカテゴリーの製造等による生産性の悪化がありました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

財政状態

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、現金及び預金と有形固定資産の増加を主因に前連結会計年度末に比べ22億9千1百万円増加し、235億5千6百万円となりました。当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、長期借入金の増加を主因に前連結会計年度末に比べ21億8千1百万円増加し、119億1千8百万円となりました。当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、親会社株主に帰属する四半期純利益1億9千5百万円を計上する一方で、配当金の支払9千4百万円等により前連結会計年度末に比べ1億9百万円増加し、116億3千8百万円となりました。

経営成績

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高121億6百万円（前年同四半期比2.8%増）、営業利益2億8千3百万円（前年同四半期比18.2%減）、経常利益2億9千4百万円（前年同四半期比15.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益1億9千5百万円（前年同四半期比15.9%減）となりました。

(2) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動については、米飯製品の競争激化に伴う製品の多様化、ライフサイクルの短縮に対応するとともに、流通チャネルに適応した製品、鮮度への要求にも配慮した製品の開発に力をそそいでおります。

また、既存製品の改良・開発につきましては、ますます顕著になってくる消費者のライフスタイルの変化に適応する製品づくりを進めてまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,656,000
計	45,656,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月3日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,900,000	13,900,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 100株であります。
計	13,900,000	13,900,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日		13,900		4,693		1,173

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,234,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,657,400	126,574	
単元未満株式	普通株式 8,100		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,900,000		
総株主の議決権		126,574	

(注) 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) シノプフーズ株式会社	大阪市西淀川区竹島 2丁目3番18号	1,234,500		1,234,500	8.88
計		1,234,500		1,234,500	8.88

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,392	2,581
売掛金	4,906	4,773
商品及び製品	22	22
原材料及び貯蔵品	230	229
その他	172	209
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	6,723	7,814
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,077	3,050
機械装置及び運搬具（純額）	2,782	2,839
土地	7,333	7,333
その他（純額）	608	1,850
有形固定資産合計	13,802	15,074
無形固定資産	96	89
投資その他の資産		
その他	654	590
貸倒引当金	12	12
投資その他の資産合計	642	578
固定資産合計	14,541	15,741
資産合計	21,264	23,556
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,552	3,494
1年内返済予定の長期借入金	689	925
未払金	1,880	1,924
未払法人税等	243	49
賞与引当金	264	114
その他	516	606
流動負債合計	7,146	7,115
固定負債		
長期借入金	2,310	4,525
退職給付に係る負債	190	188
その他	88	88
固定負債合計	2,589	4,802
負債合計	9,736	11,918

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,693	4,693
資本剰余金	3,253	3,253
利益剰余金	4,140	4,240
自己株式	694	690
株主資本合計	11,393	11,496
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	48	61
退職給付に係る調整累計額	1	1
その他の包括利益累計額合計	49	62
新株予約権	55	52
非支配株主持分	29	26
純資産合計	11,528	11,638
負債純資産合計	21,264	23,556

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	11,782	12,106
売上原価	9,286	9,605
売上総利益	2,495	2,501
販売費及び一般管理費	2,149	2,218
営業利益	346	283
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	1	11
その他	5	6
営業外収益合計	6	17
営業外費用		
支払利息	3	5
その他	1	0
営業外費用合計	4	5
経常利益	348	294
特別損失		
固定資産除却損	5	3
特別損失合計	5	3
税金等調整前四半期純利益	342	291
法人税、住民税及び事業税	46	21
法人税等調整額	63	74
法人税等合計	109	96
四半期純利益	233	195
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	231	195

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	233	195
その他の包括利益		
_{其他有価証券評価差額金}	0	13
退職給付に係る調整額	1	0
その他の包括利益合計	1	12
四半期包括利益	234	208
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	233	207
非支配株主に係る四半期包括利益	1	0

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	243百万円	257百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	95	7.50	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	94	7.50	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

当社グループの主たる事業は食品製造卸販売事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

当社グループの主たる事業は食品製造卸販売事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	18円21銭	15円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	231	195
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	231	195
普通株式の期中平均株式数(株)	12,739,559	12,662,846
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円91銭	15円29銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	213,697	92,783
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

株式報酬型ストック・オプションの発行内容の確定

平成30年6月28日開催の取締役会において決議しました当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対して割り当てる株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関し、未定となっておりました項目につき、平成30年7月27日（割当日）に以下のとおり確定いたしました。

シノプフーズ株式会社 2018年度第1回新株予約権

決議年月日	平成30年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員 56
新株予約権の数（個）	1,927（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 192,700（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）3
新株予約権の行使期間	平成32年7月1日～平成35年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 754 資本組入額 377
新株予約権の行使の条件	<p>当社が策定した中期経営計画の目標である平成32年3月期（第50期）の連結売上高550億円（以下「業績目標A」という。）、連結経常利益率3.0%（以下「業績目標B」という。）に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。</p> <p>イ 業績目標A及び業績目標Bのいずれも達成率が100%以上の場合 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）の行使可能割合：100%</p> <p>ロ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が90%以上の場合 割当新株予約権の行使可能割合：50%</p> <p>ハ 上記イ及びロのいずれにも該当しない場合 割当新株予約権の行使可能割合：0%</p> <p>なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。</p> <p>連結売上高及び連結経常利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高及び連結経常利益を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高又は連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2．新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

シノプフーズ株式会社 2018年度第2回新株予約権

決議年月日	平成30年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 425
新株予約権の数(個)	761 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 76,100 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 3
新株予約権の行使期間	平成32年7月1日～平成35年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 754 資本組入額 377
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8 月 3 日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシノプフーズ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シノプフーズ株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。